

道路位置指定の基準

令和4年4月

目 次

I	目的	1
II	指定基準	1
III	指定基準の解説	2
1	道路の形状	2
1)	接続道路	2
2)	起(終)点	2
3)	すみ切り	3
4)	転回広場及び終端広場	5
5)	公園、広場その他これらに類するもの	7
6)	延長による転回広場の設置の捉え方	8
2	道路の構造	9
1)	幅員	9
2)	横断勾配	11
3)	縦断勾配	11
4)	舗装等	11
5)	道路延長	12
6)	排水施設	13
IV	道路位置指定の申請	16
1	指定・変更	16
1)	一般的な道路の位置の指定(変更)事務の流れ	16
2)	道路位置指定(変更)申請の提出書類	17
2	廃止	20
1)	一般的な道路の位置の廃止指定事務の流れ	20
2)	道路位置指定(廃止)申請の提出書類	20
V	工事完了検査及び維持管理等	23
VI	資 料	24
	関係法令(抜粋)	
	申請書様式	

I 目的

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による位置の指定（変更、廃止を含む。）について、申請等に必要な事項を定めるものとする。

II 指定基準

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の4第1項の道に関する基準に適合する指定道路の基準は、次に掲げるものとする。

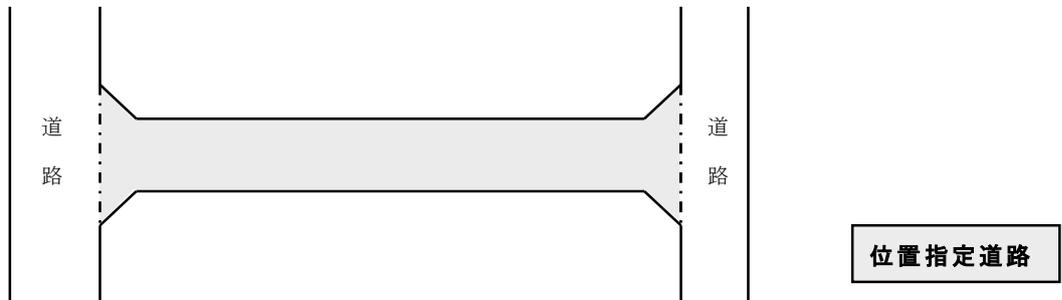
1. 幅員が4メートル以上あって両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次の各項に該当する場合には、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したもの）とすることができる。
 - (1) 延長が35メートル以下の場合。（例示：図1-3-6）
 - (2) 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合。（例示：図1-4-1）
 - (3) 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合。
（例示：図1-3-1～4）
 - (4) 幅員が6メートル以上の場合。
2. 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、周囲の状況によりやむを得ない場合は、片側すみ切り（必要長さの1.5倍）とすることができる。また、その必要がないと認めた場合（例示：図1-2-6、-7）においては、この限りでない。
3. 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
4. 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
5. 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

Ⅲ 指定基準の解説

1. 道路の形状

1) 接続道路

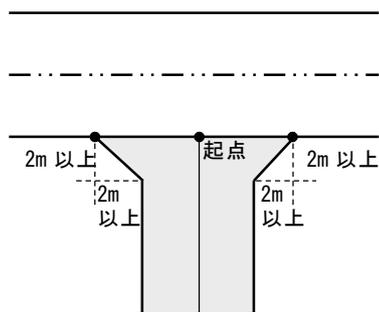
道路は、法第42条第1項又は第2項の規定に基づく道路に接続していなければならない。



(図1-1-1)

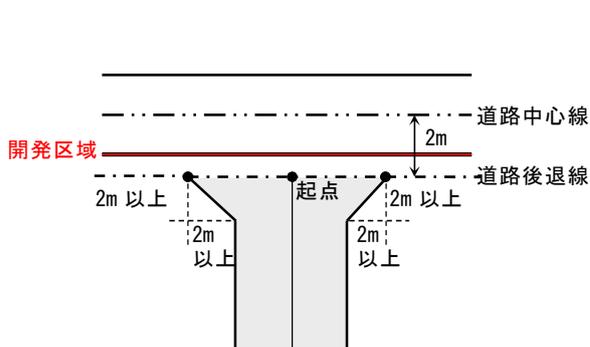
2) 起(終)点

i) 法第42条第1項の規定に基づく道路に接続する場合

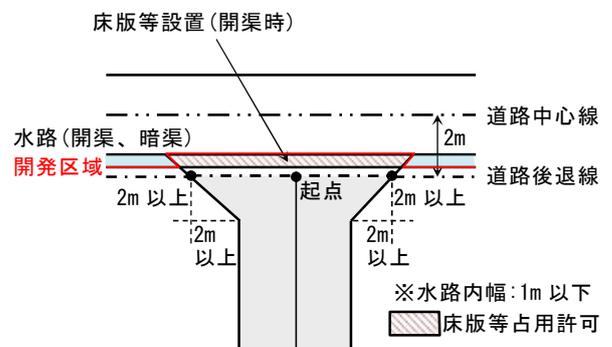


(図1-1-2)

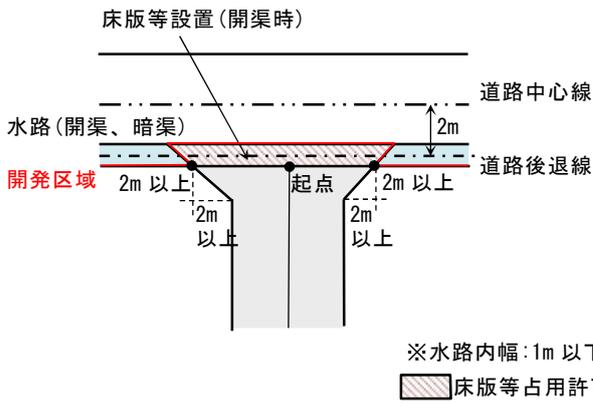
ii) 法第42条第2項の規定に基づく道路に接続する場合



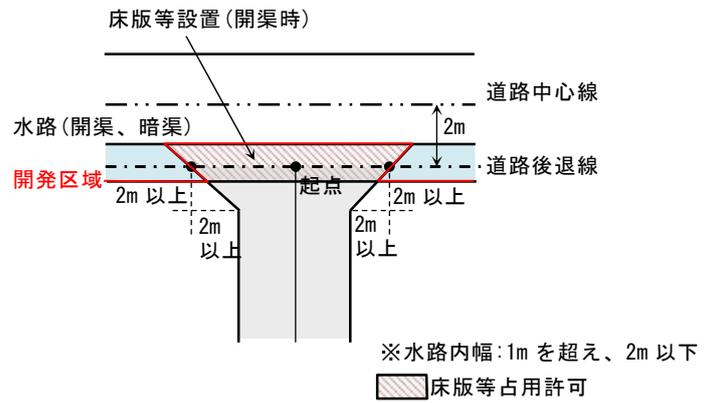
(図1-1-3)



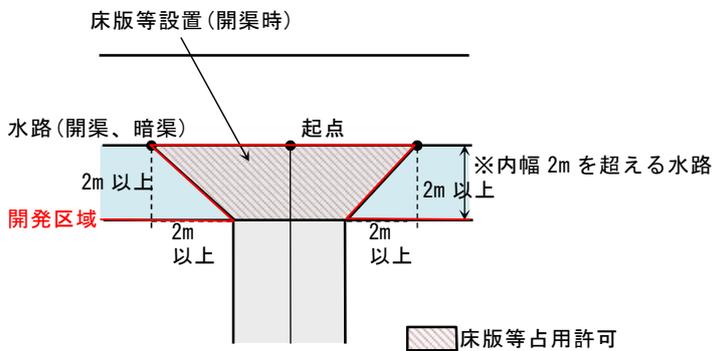
(図1-1-4)



(図 1-1-5)



(図 1-1-6)

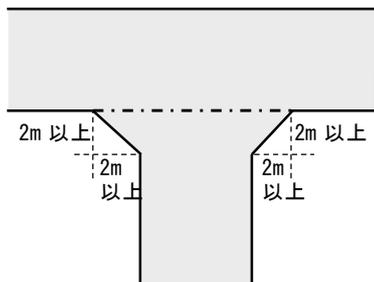


(図 1-1-7)

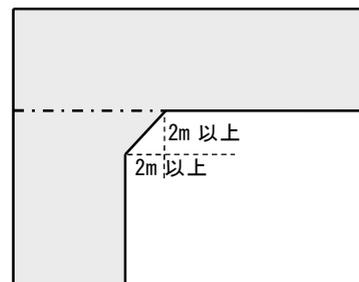
3) すみ切り

道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所においては、1辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形のすみ切りを道路の一部として設けなければならない。

なお、交差点については、原則、両側すみ切りとする。



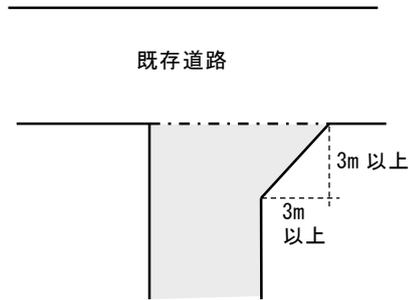
(図 1-2-1)



(図 1-2-2)

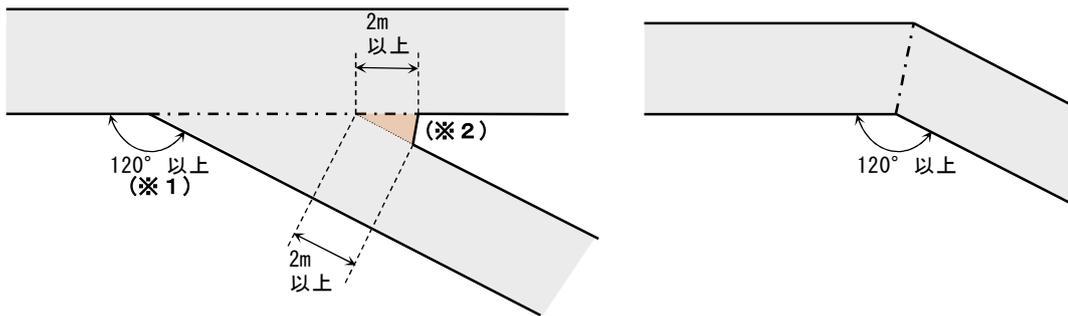
ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- i) 周囲の状況によりやむを得ない場合で、1辺の長さ3メートル以上の二等辺三角形の片側すみ切りを道路の一部として設けた場合



(図 1-2-3)

- ii) 交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合

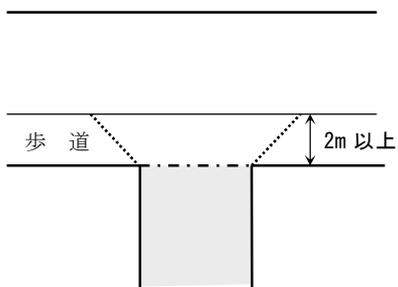


注1：設置不要の箇所(*1)で、設置しても、必要なすみ切りを設けたことにはならない。必要な箇所(*2)で設けること。

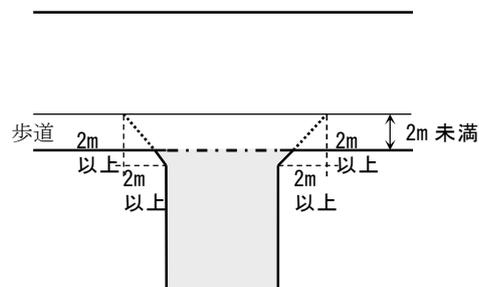
(図 1-2-5)

(図 1-2-4)

- iii) 歩道のある道路に接続する場合



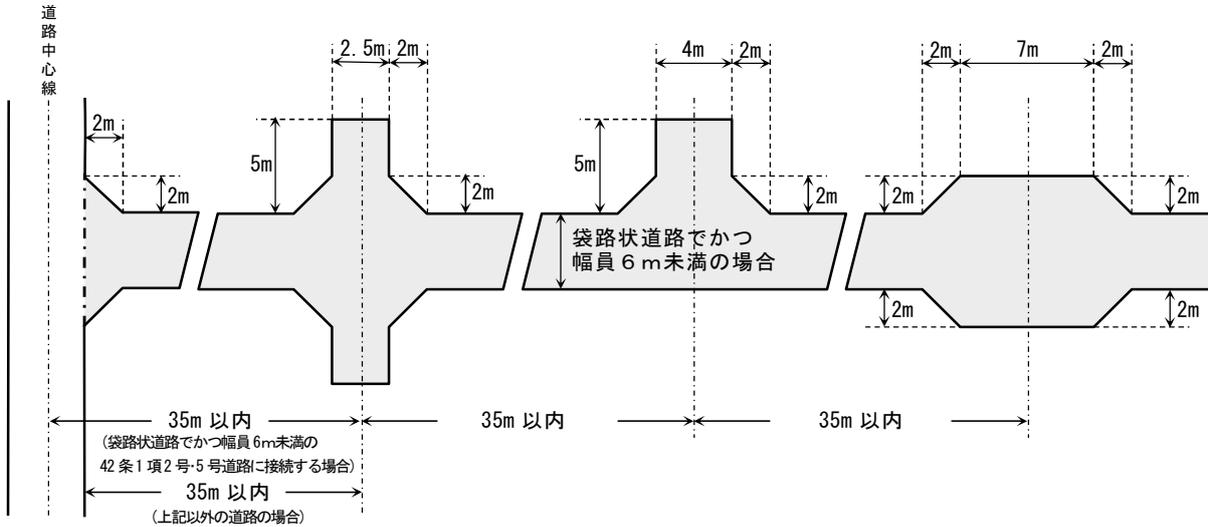
(図 1-2-6)



(図 1-2-7)

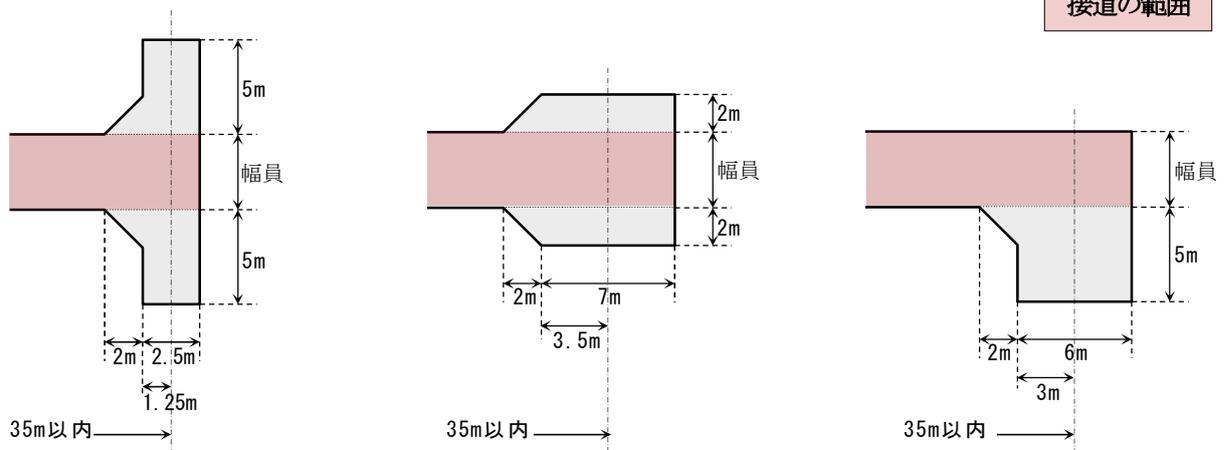
4) 転回広場及び終端広場（袋路状道路でかつ幅員6メートル未満の場合）

i) 転回広場



(図1-3-1)

ii) 終端広場



(図1-3-2)

(図1-3-3)

(図1-3-4)

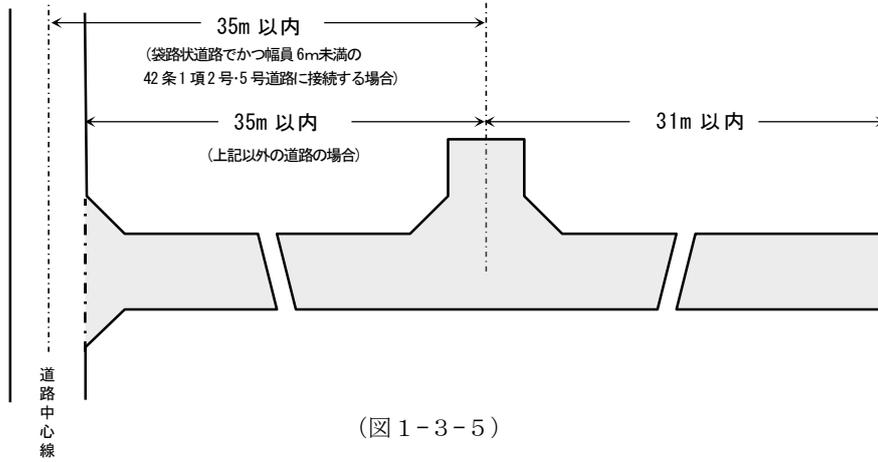
(注1) 上図の転回広場等の形状は、最小限必要なものである。

(注2) 転回広場は、延長が35mを超える場合に35m以内の区間毎に設置し、終端広場は終端に設けること。ただし、終端からその直前の転回広場までの延長が31m以内の場合は、終端の転回広場を設けないことができる。

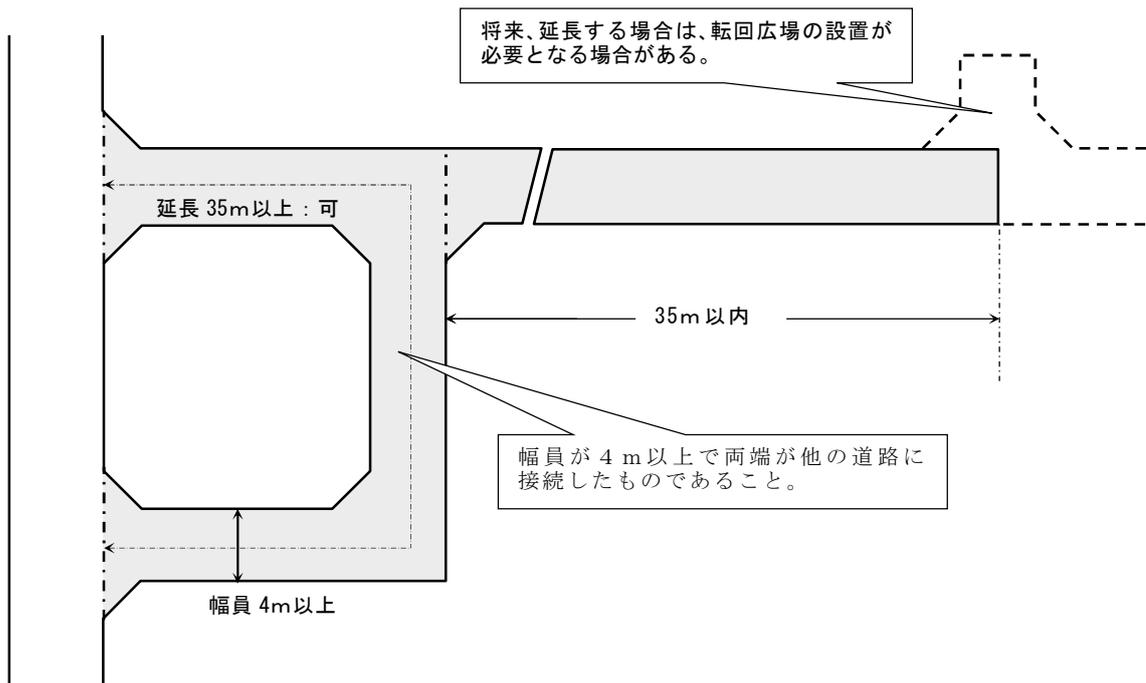
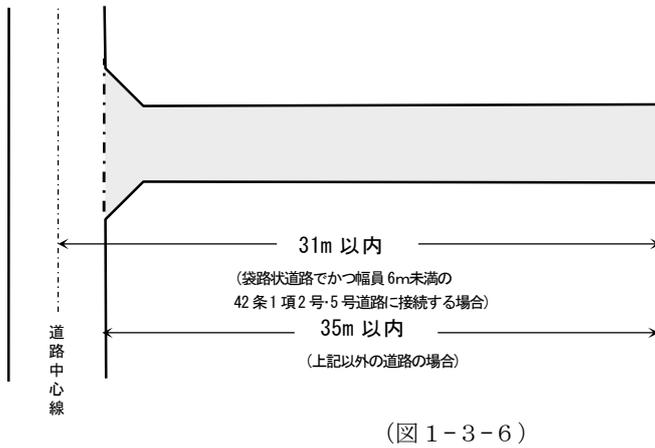
(注3) 上記広場を道路に対して斜めに設置する場合の奥行きは、最短部で上記の延長を確保すること。(図2-5-3参照)

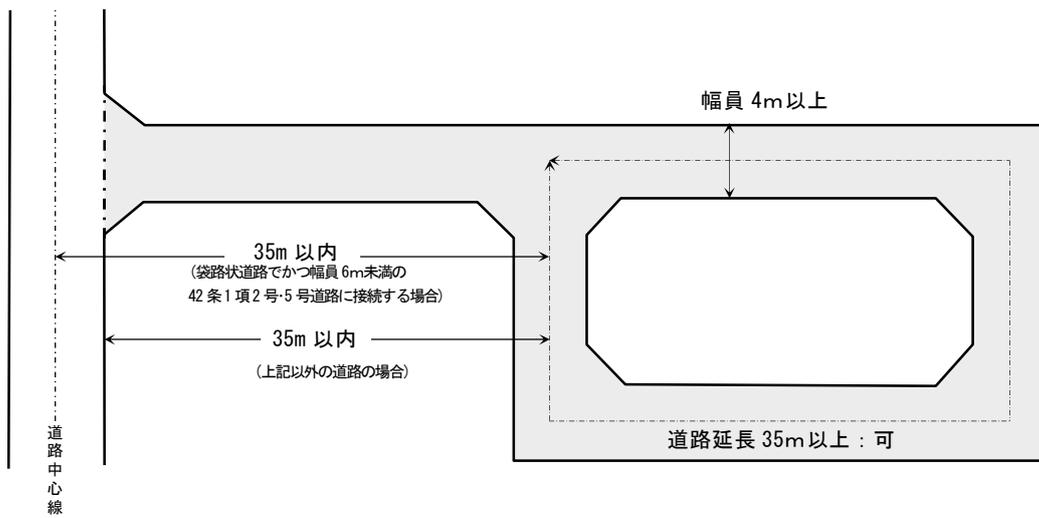
(注4) 既存の法第42条第1項第2号又は第5号に基づく道路に接続して、新たに道路の位置の指定を受ける場合は、直前の転回広場又は終端広場から検討し、必要な場合、上図広場を設置すること。ただし、既存の道路部に設置が必要であるが、周囲の状況により設置が困難な場合は、接続する道路の直近で設けること。

iii) 終端広場を設けなくてもよい例



iv) 転回広場又は終端広場を設けなくてよい例

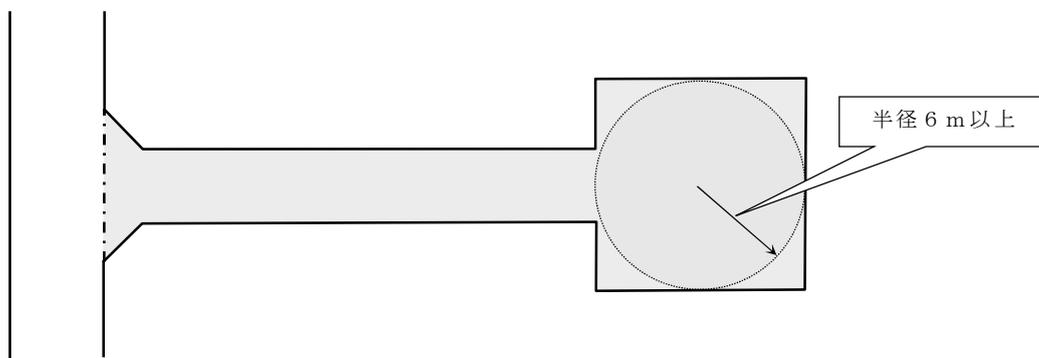




(図 1-3-8)

5) 公園、広場その他これらに類するもの

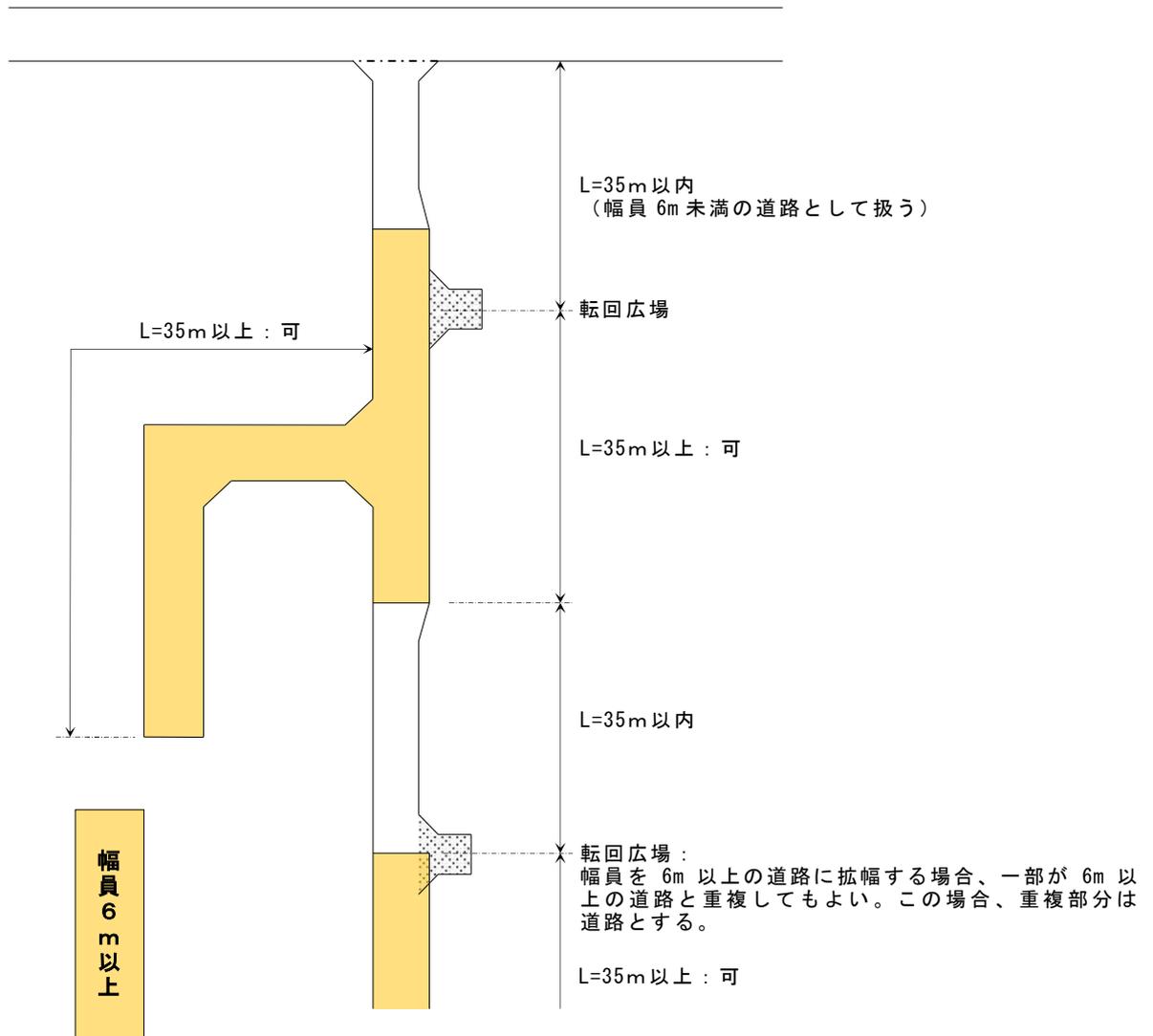
(袋路状道路でかつ幅員 6メートル未満の場合)



(図 1-4-1)

(注)公園、広場その他これらに類するものの、公共施設管理者の同意を得ること。
(私有地の場合は、道路敷として区域に含め所有者の同意を得ること。)

6) 延長による転回広場の設置の捉え方



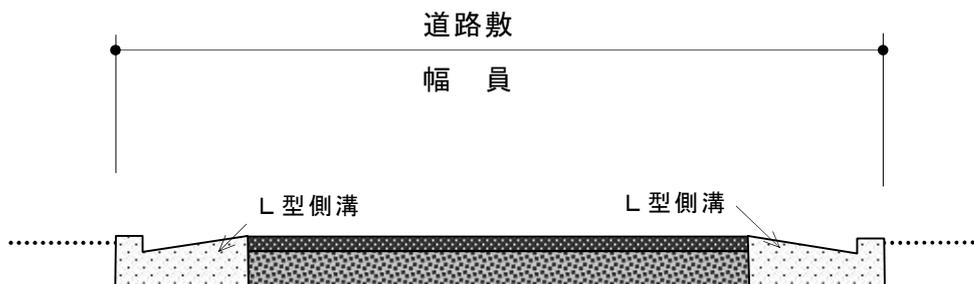
(図 1-5-1)

2. 道路の構造

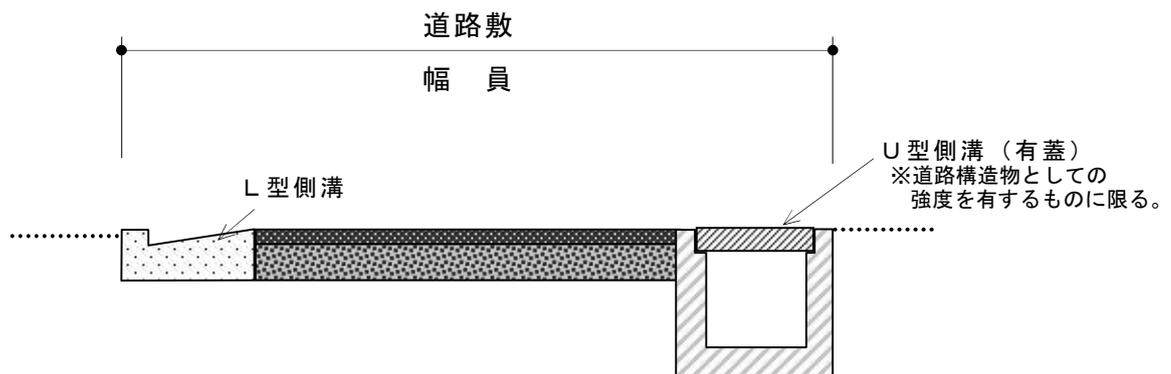
1) 幅員

幅員は次図によるものとし、4メートル以上を確保すること。

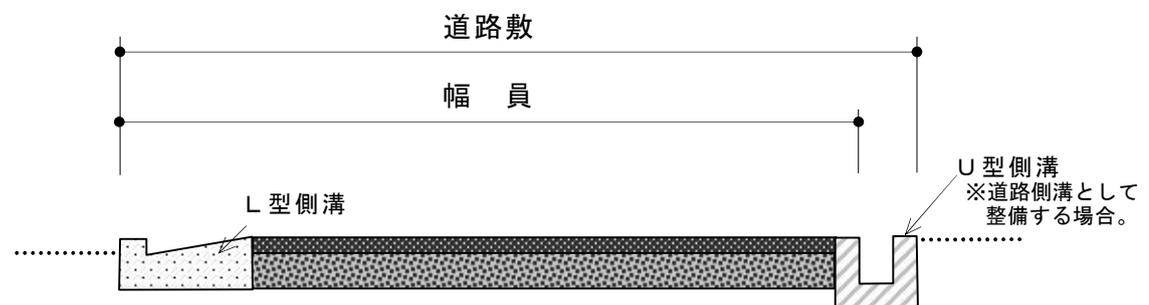
幅員とは、排水路（開渠）の幅は含まない。ただし、排水路（開渠）に蓋を設置する場合にあっては当該排水路を幅員に含めることができる。



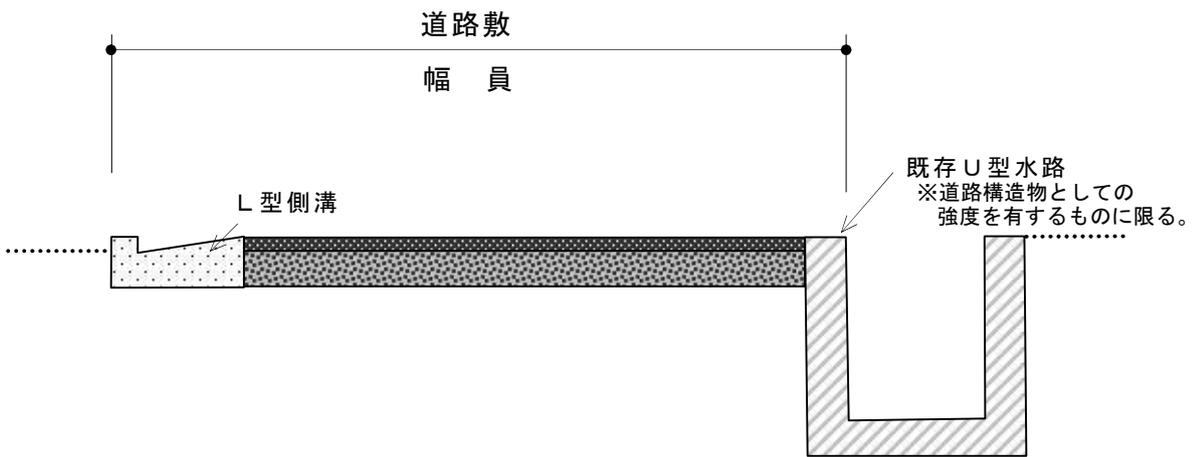
(図 2-1-1)



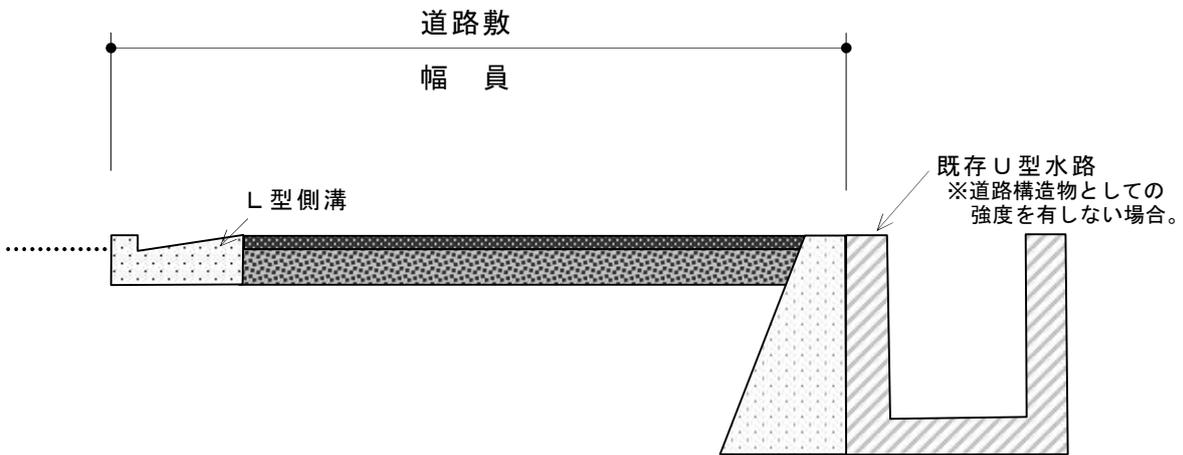
(図 2-1-2)



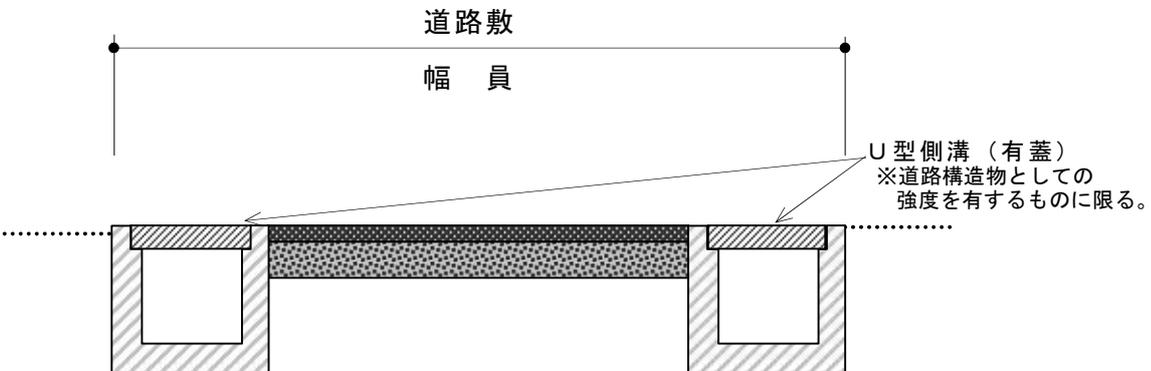
(図 2-1-3)



(図 2-1-4)



(図 2-1-5)



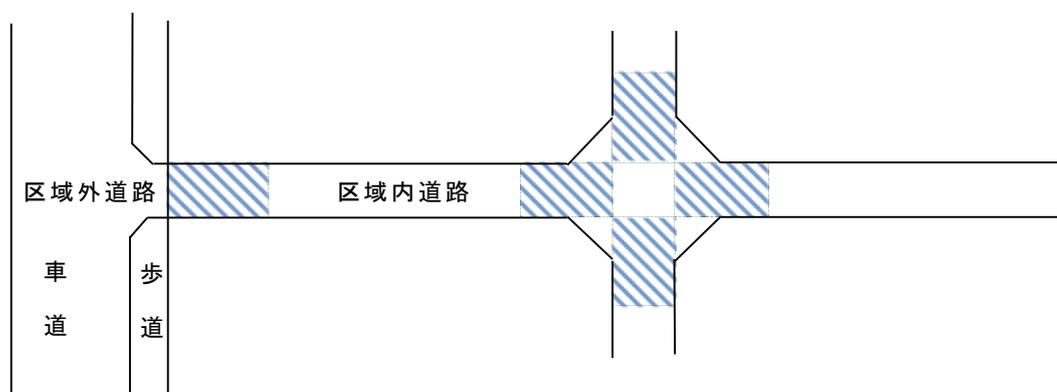
(図 2-1-6)

2) 横断勾配

横断勾配は、両勾配（1.5%～2.0%）とする。ただし、区域外道路との接続、既設構造物の取合せなど地形によりやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

3) 縦断勾配

縦断勾配は 12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。縦断勾配が変化する場合は、適切な縦断曲線を用いる。例えば、既存の道路との接続部分及び位置指定道路内の交差部周辺から少なくとも 6 m の区間は、2.5%以下とする。ただし、周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。



(図 2-3-1)

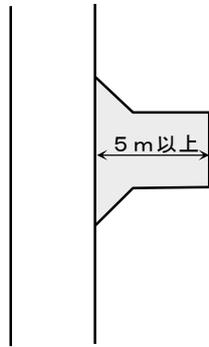
4) 舗装等

路面は、砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。道路舗装については、最新の舗装設計施工指針及び舗装施工便覧に準拠すること。アスファルト舗装の場合、路盤（粒度調整碎石、再生粒度調整碎石）10cm 以上、アスファルト舗装 5 cm 以上を確保すること。

5) 道路延長

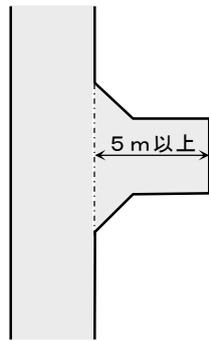
延長は、5 m以上であること。ただし、終端から延長する場合は、この限りでない。

(例1) 道路に接続する場合

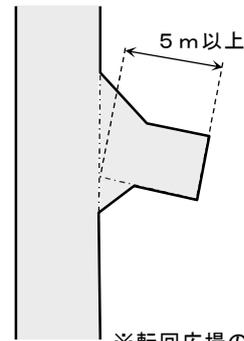


(図2-5-1)

(例2) 道路が交差する場合

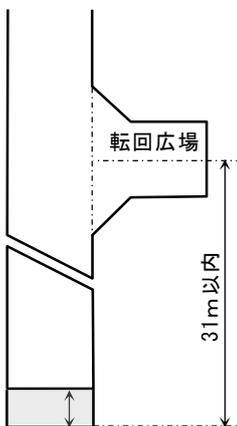


(図2-5-2)

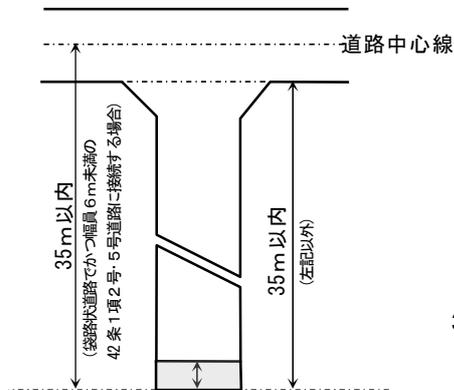


※転回広場の延長についても同様
(図2-5-3)

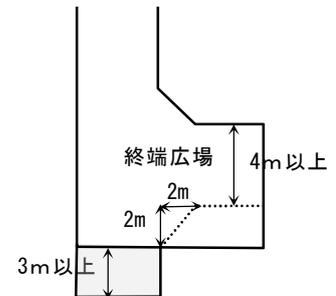
(例3) 法第42条第1項第2号又は第5号に基づく道路の端部から延長する場合
(袋路状道路でかつ幅員6メートル未満)



(図2-5-4)



(図2-5-5)



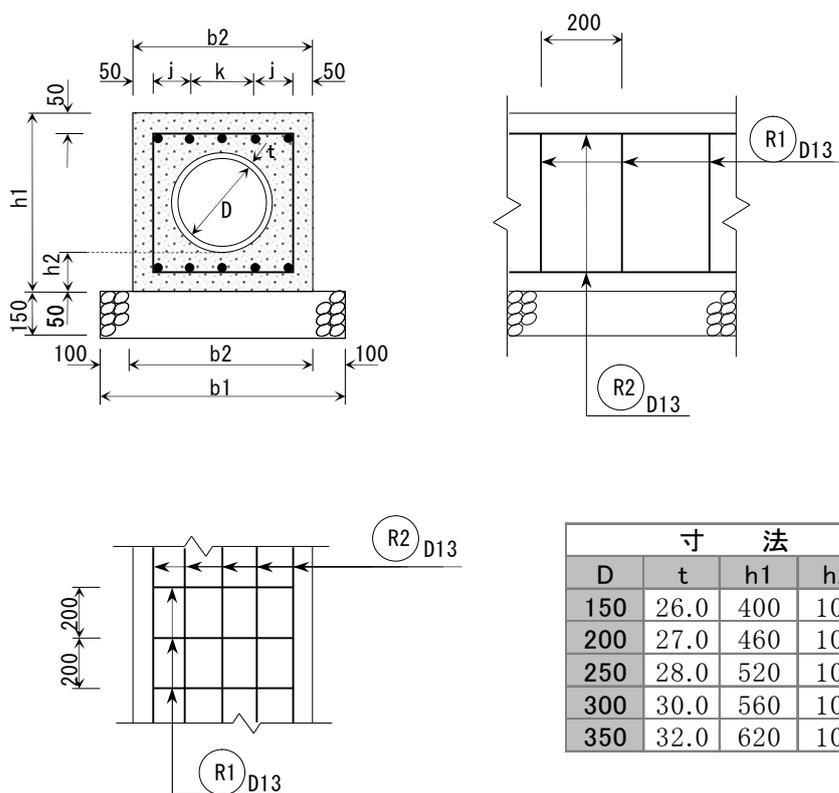
(図2-5-6)

6) 排水施設

道路及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠柵その他の施設を次のとおり設けること。

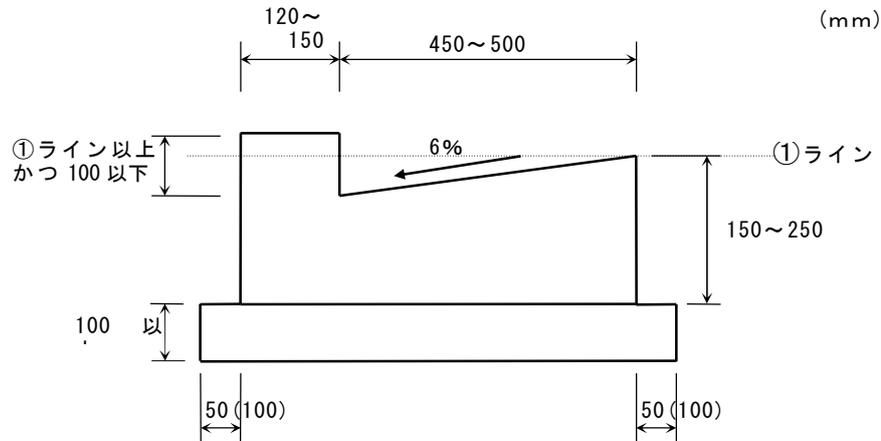
- (1) 側溝等の形式の選定は、交通量、地形等を考慮するほか、清掃及び補修が容易に行うことができるものであること。
- (2) 雨水の流出量を十分に排除する能力をもったものであること。
- (3) 下水道管は鉄筋コンクリート管、厚陶管、硬質塩化ビニル管等(下水道用管材として認定されているもの)で敷設し、水密性に優れ、堅固で耐久性を有するものとする。また、本管の管渠の最小土被りは、原則1mとする。本管以外の管を、車道に設ける場合には0.6m、歩道に設ける場合には、0.5m以下としないこと。土被りが少ない場合は、外圧から管渠を保護するか、荷重条件に適合した管材を用いること。本管の最小管径は雨水管及び合流管にあつては、内径250mm以上、污水管にあつては、原則として、内径200mm以上とする。
- (4) 下水道管の設計流速は、一般に下流に行くに従い漸増させ(污水管：0.6m/秒～3.0m/秒、雨水管及び合流管：0.8m/秒～3.0m/秒)、勾配は下流に行くに従い次第に緩くなるようにする。
- (5) 下水道管及び人孔蓋等は、設計荷重に十分耐えうる構造とすること。
- (6) 管理区分を明確にするため、道路街渠柵に敷地内の排水施設等を、原則として、接続しないこと。

鉄筋コンクリート保護標準図



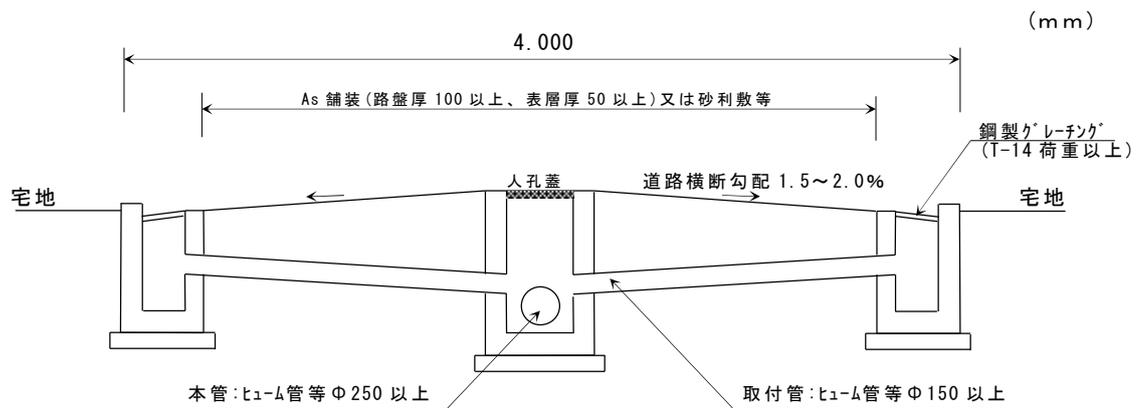
寸法表 (単位: mm)							
D	t	h1	h2	b1	b2	j	k
150	26.0	400	100	600	400	-	300
200	27.0	460	100	660	460	-	360
250	28.0	520	100	720	520	-	420
300	30.0	560	100	760	560	-	460
350	32.0	620	100	820	620	160	200

L型側溝標準図



()内の寸法は砕石基礎の場合

道路標準断面



- (注) 1. 側溝、街渠柵等の形式については、雨水の流出量を十分に排除する能力をもったものであること。
2. 排水管の土被りについては、自動車等により排水管が破損しないよう充分にとること。
3. 街渠柵には泥溜深さ15cm以上を設け、排水を良好にすること。
4. 本管へ取り付け管を接続する場合、支管（ソケット管）を用いるか、又は本管に枝付管を用いること。

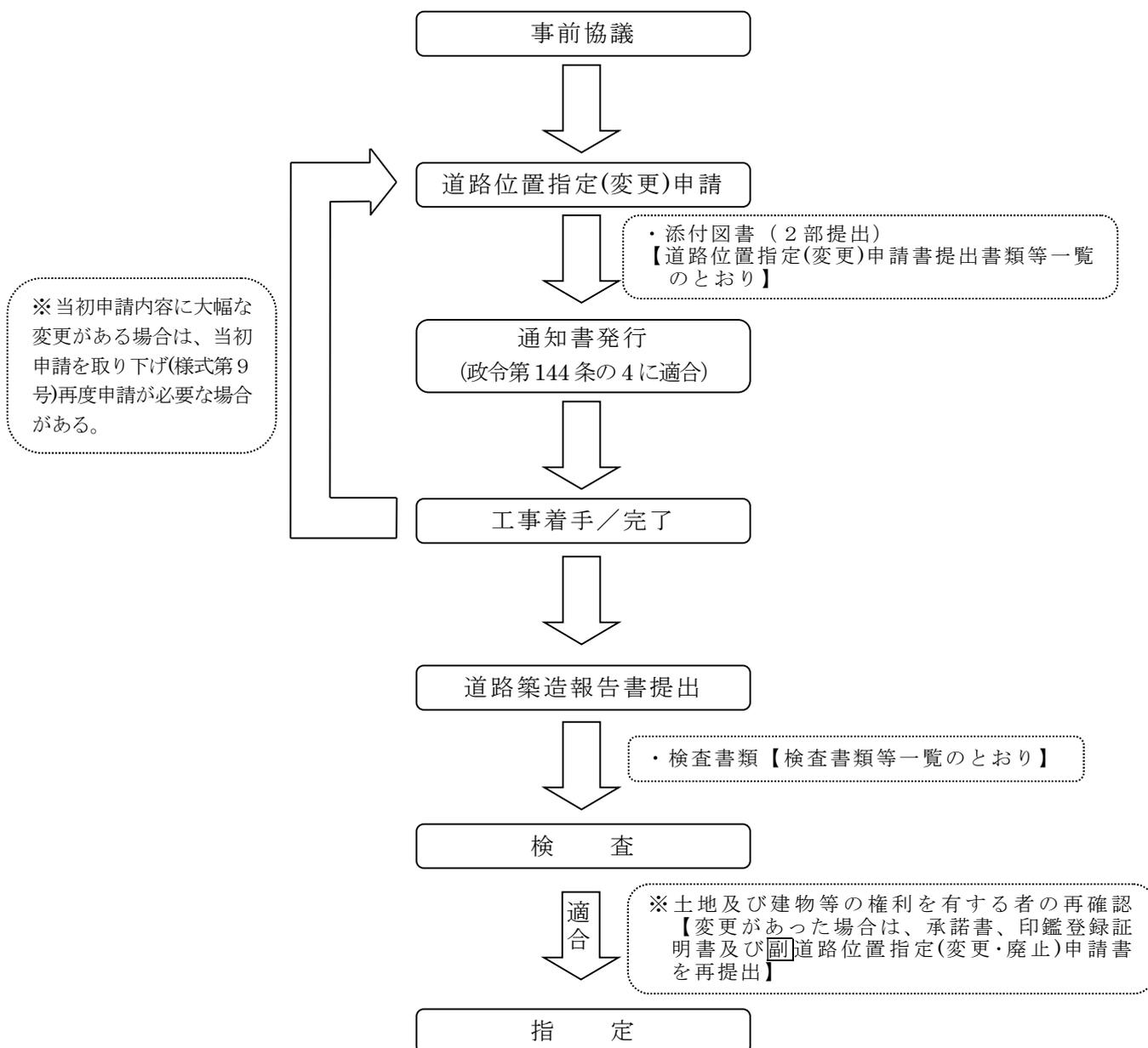
IV 道路位置指定の申請

道路の位置の指定を受けようとする者は、法施行規則第9条に基づき、申請書正副二通に、図面（附近見取図・地籍図）及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて、申請しなければならない。

ただし、法令の規定に抵触する場合には、道路の位置の指定（変更、廃止を含む。）を受けることはできない。

1. 指定・変更

1) 一般的な道路の位置の指定(変更) 事務の流れ



2) 道路位置指定(変更)申請の提出書類

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 道路位置指定(変更・廃止)概要書 | 1通(様式第1号) |
| (2) 正 道路位置指定(変更・廃止)申請書 | 1通(様式第2号) |
| (3) 副 道路位置指定(変更・廃止)申請書 | 1通(様式第3号) |
| (4) 道路の位置の指定(変更・廃止)に関する添付調書 | 2通(様式第4号) |
| (5) その他の添付書類 | 2通 |

ア 指定又は変更を受けようとする道路の敷地となる土地の土地登記簿謄本。

イ 指定又は変更を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書及び印鑑登録証明書。(指定又は変更を受けようとする道路の敷地は、分筆により区域を明確にすることが望ましい。)

ウ 道路の位置の指定(変更)に関する管理者の承諾書及び印鑑登録証明書。

エ 公共施設管理者の同意書。

オ 不動産登記法第14条に規定する地図(高松法務局登記官証明の地図写)(以下「法14条地図」という。)。ただし、法14条地図のない地区については公図とする。

カ その他市長が必要と認める書類。

(注)

○道路等指定申請書添付図面に明示すべき事項は、次のとおりとする。

- ・縮尺、方位、指定又は変更を受けようとする道路の位置、延長及び幅員
- ・土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名
- ・土地内にある建築物、工作物
- ・道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項

○**正**道路位置指定(変更・廃止)申請書、**副**道路位置指定(変更・廃止)申請書及び道路の位置の指定に関する添付調書に記載する道路の地名地番について

※《別添図》のとおり

○公共施設管理者の同意書について

- ・農道に接続する場合等は、当該道路の管理者の同意を要する。(当該道路に関する土地登記簿謄本、法14条地図、印鑑登録証明書の添付が必要な場合がある。)
- ・既存私道(位置指定道路、開発許可の道路及び現に存在する道)に接続する場合は、公道までの間の当該道路の管理者の同意を要する。(当該道路に関する土地登記簿謄本、法14条地図、印鑑登録証明書の添付が必要な場合がある。)
- ・既存の水路に放流する場合は、当該水路の管理者の同意を要する。(当該水路に関する土地登記簿謄本、法14条地図、印鑑登録証明書の添付が必要な場合がある。)

○その他市長が必要と認める書類には、次のような書類がある。

- ・委任状(代理申請の場合)
- ・申請者に関する書類(住民票又は法人登記簿謄本、宅地建物取引業の免許等を要する場合は、免許証の写し)
- ・開発行為を行う区域の附近見取図(位置図、区域図)、実測図、現況図、土地利用計画図
- ・接続する道路の種別、幅員、後退の有無がわかる図面
- ・造成計画平面図・断面図、配置図(道路(すみ切り、転回広場等)・排水施設等)
- ・擁壁の構造図
- ・道路(横断図、縦断計画図、街渠柵・^{きよ}グレーチング等構造図)
- ・給排水計画平面図
- ・下水道管(縦断計画図、標準断面図、マンホール等構造図、マンホール蓋の構造図・デザイン)
- ・他法令許可の写し(道路占用許可、道路工事施行承認、法定外占用許可、農地転用許可等)

道路位置指定(変更)申請書提出書類等一覧

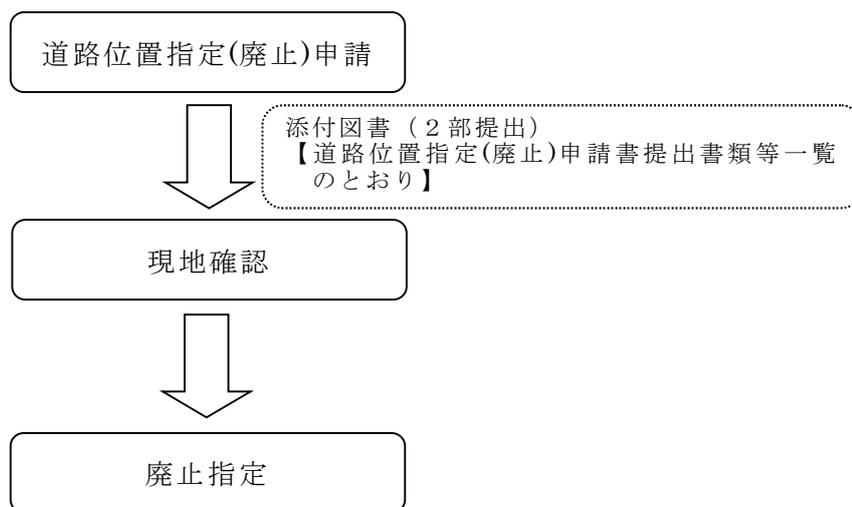
図書の種類	備考
道路位置指定(変更・廃止)概要書	様式第1号
正 道路位置指定(変更・廃止)申請書	様式第2号
副 道路位置指定(変更・廃止)申請書	様式第3号
道路の位置の指定に関する添付調書	様式第4号
申請者に関する書類	住民票又は法人登記簿謄本、宅地建物取引業の免許等を要する場合は、免許証の写し
委任状	代理申請の場合
法14条地図・土地登記簿謄本	
土地及び建物等の権利を有する者の承諾書及び印鑑登録証明書(権利者が多数の場合は、権利者調書)	様式第5号
道路の位置の指定(変更)に関する管理者の承諾書及び印鑑登録証明書(管理者が多数の場合は、管理者調書)	様式第6号
公共施設管理者の同意書	様式第7号
他法令許可の写し	工事、占用等がある場合
附近見取図(位置図、区域図)	
実測図(丈量図)	
土地利用計画図	
現況図	
造成計画平面図・断面図・配置図	
給排水計画平面図	
道路縦断計画図・道路断面図	
擁壁構造図	
下水道管縦断計画図・標準断面図	
マンホール・マンホール蓋等構造図	
使用製品カタログ	

検査書類等一覧

図書の種類	備考
道路築造報告書	様式第8号
法14条地図・土地登記簿謄本	
副道路位置指定(変更・廃止)申請書(様式第3号) 道路の位置の指定に関する添付調書(様式第4号) 権利を有する者の承諾書(様式第5号)・印鑑登録証明書	土地及び建物等の権利を有する者に変更があった場合
道路の位置の指定(変更)に関する管理者の承諾書及び印鑑登録証明書	道路の管理者に変更があった場合 様式第6号
出来型図(土地利用計画図、確定測量図、排水路縦断図※)	※底高、勾配を赤書きで記載 下水道検査を受ける場合は不要
工事写真	着工前・完了、施工状況、構造物の出来形、排水施設、舗装等
コンクリート配合計画書・強度試験成績書(1週・4週強度)	鉄筋コンクリートの場合は、塩化物含有量試験結果報告書を添付
農地転用許可書	申請地が農地の場合

2. 廃止

1) 一般的な道路の位置の廃止指定事務の流れ



2) 道路位置指定(廃止)申請の提出書類

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 道路位置指定(変更・廃止)概要書 | 1通(様式第1号) |
| (2) ㊦ 道路位置指定(変更・廃止)申請書 | 1通(様式第2号) |
| (3) ㊧ 道路位置指定(変更・廃止)申請書 | 1通(様式第3号) |
| (4) 道路の位置の指定(変更・廃止)に関する添付調書 | 2通(様式第4号) |
| (5) その他添付書類 | 2通 |

ア 廃止をしようとする道路の敷地となっている土地の土地登記簿謄本。

イ 廃止をしようとする道路の敷地となっている土地の所有者及び権利を有する者の承諾書及び印鑑登録証明書。

ウ 廃止をしようとする道路(道路の敷地となる部分を除く。)に隣接する土地の所有者及びその土地にある建築物・工作物の所有権者の承諾書、印鑑登録証明書、所有権者が確認できる書類(土地・建物登記簿謄本等)

エ 公共施設管理者の同意書。

オ 法14条地図。ただし、法14条地図のない地区については公図とする。

カ その他市長が必要と認める書類。

(注)

○道路等指定申請書添付図面に明示すべき事項は、次のとおりとする。

- ・縮尺、方位、廃止しようとする道路の位置、延長及び幅員
- ・廃止しようとする道路の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地の権利を有する者の氏名
- ・廃止しようとする道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項

○道路位置指定（変更・廃止）申請書、道路位置指定（変更・廃止）申請書及び道路の位置の指定（変更・廃止）に関する添付調書に記載する道路の地名地番について

※《別添図》のとおり

○公共施設管理者の同意書について

- ・廃止により影響がある公共施設管理者の同意を要する。（土地登記簿謄本、法14条地図、印鑑登録証明書の添付が必要な場合があります。）

○その他市長が必要と認める書類には、次のような書類がある。

- ・委任状（代理申請の場合）
- ・申請者に関する書類（住民票又は法人登記簿謄本）
- ・廃止をしようとする道路の附近見取図(位置図、区域図)

道路位置指定(廃止)申請書提出書類等一覧

図書の種類	備考
道路位置指定(変更・廃止)概要書	様式第1号
正 道路位置指定(変更・廃止)申請書	様式第2号
副 道路位置指定(変更・廃止)申請書	様式第3号
道路位置指定に関する添付調書	様式第4号
申請者に関する書類	住民票又は法人登記簿謄本、宅地建物取引業の免許等を要する場合は、免許証の写し
委任状	代理申請の場合
法14条地図(道路の隣接地含む)	
土地登記簿謄本(道路の隣接地含む)	
道路の敷地の土地の権利を有する者の承諾書及び印鑑登録証明書(権利者が多数の場合は、権利者調書)	様式第5号
道路の敷地に隣接する土地の所有者の承諾書(権利者が多数の場合は、権利者調書)	様式第5号
公共施設管理者の同意書	様式第7号
実測図(廃止する道路の位置が確認できる平面図)	
附近見取図(位置図、区域図)	

V 工事完了検査及び維持管理等

1. 申請者は、道路等の工事を完了したときは「道路築造報告書」を提出し、完了検査を受けること。
2. 道路の位置の指定を受けた道路は、公共施設管理者との協議に基づき維持管理すること。
3. 既に道路の位置の指定を受けた道路を変更又は廃止しようとするときは、速やかにその手続きを行うこと。
4. 政令第144条の4（道に関する基準）に適合している旨の通知を受けた後、工事に着手できない場合は、速やかに道路位置指定申請取下願を提出すること。（様式第8号）
5. その他
 - ・当該道路の位置の指定公告のあった日から1年以内に、この公告に係る区域に隣接して開発行為を行う場合は、協議すること。
 - ・建築基準法等関係法令を遵守すること。
 - ・あらかじめ事業計画の内容を利害関係人に説明し、理解を得るように努めること。

VI 資 料

○関係法令（抜粋）

（1）建築基準法

（道路の定義）

第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員4メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6メートル。次項及び第3項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

1～4号【略】

5 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2～6項【略】

（私道の変更又は廃止の制限）

第45条 私道の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が第43条第1項の規定又は同条第2項の規定に基く条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。

2 第9条第2項から第6項まで及び第15項の規定は、前項の措置を命ずる場合に準用する。

（2）建築基準法施行令

（道に関する基準）

第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がない

ものに接続している場合

ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が6メートル以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

四 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

(3) 建築基準法施行規則

(道路の位置の指定の申請)

第9条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物

地 籍 図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項
-------	--

(指定道路等の公告及び通知)

第10条 特定行政庁は、法第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
- 二 指定の年月日
- 三 指定道路の位置
- 四 指定道路の延長及び幅員

2項 【略】

3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(4) 建設省告示1837号（昭和45年12月28日）

(道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件)

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第1号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 道の中心線から水平距離が2メートルをこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則〔昭和26年運輸省令第74号〕別表第1に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ）のうち最大なものが2台以上停車することができるものであること。
- (2) 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

附 則

この告示は、昭和46年1月1日から施行する。

(5) 高松市建築基準法施行細則

(道路の位置の指定等の申請書等)

第11条 省令第9条に規定する申請書は、道路位置指定（変更・廃止）申請書（様式第8号）とし、その他必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 省令第10条第3項に規定する申請者に対する通知は、前項の申請書の副本の通知欄に所要の記載をしたものを交付して行なうものとする。

3 前2項の規定は、市長が指定した道路の位置を変更し、又は廃止する場合に準用する。

申請書様式

道路位置指定（変更・廃止）概要書

(台帳)

M425 ⑧

供					覧
課長	課長補佐	課長補佐	係長	係長	係
					(審査)
					(担当)

受		付	
年 月 日			
番号	第		号
指		定	
年 月 日			
番号	第		号

築造主	氏名				
	住所				
道路の位置	地名地番				
	区域	非線引き都市計画区域	その他の区域 地域、地区、街区	地域	
道路の規模	開発面積		申請の別	指定・変更・廃止	
	道路面積		道路の地目		
	道路の延長		築造予定年月日	年 月 日	
	道路の幅員		完了予定年月日	年 月 日	
図書作成者	事務所 氏名	(電話:)	代理人	事務所 氏名	(電話:)
	所在			所在	

合 議 欄	年 月 日	建築基準法による道路位置指定申請の合議について、別冊のとおり									
	課長殿から建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路位置指定の申請があったので、貴課のご意見をお伺いします。									
	意見欄	課長		課長補佐		係長		係			
	意見欄	課長		課長補佐		係長		係			
	意見欄	課長		課長補佐		係長		係			

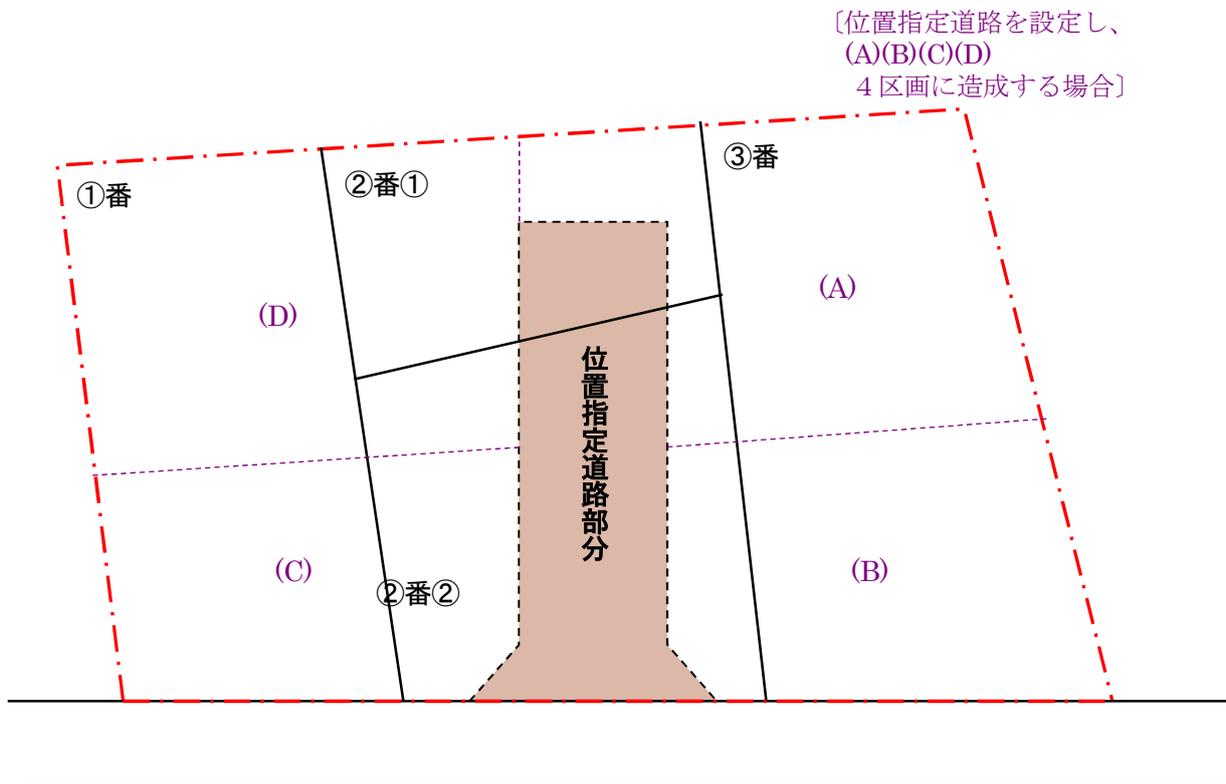
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">正</div>	道路位置指定（変更・廃止）申請書	
建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）を申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。		
年 月 日		
（宛先）高松市長		
申請者氏名		
1	申請者住所 氏 名	電話番号
2	代理人住所 氏 名	電話番号
3	地 名 地 番	
4	土地所有者 住 所 氏 名	
5	道路管理者 住 所 氏 名	
6	申 請 理 由	
※ 受 付 欄	年 月 日	第 号
※ 指 定 (変更・廃止)	年 月 日	第 号
注意 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 数字は、算用数字を用いてください。 3 申請理由は、できるだけ具体的に書いてください。 4 指定（変更・廃止）は、該当しないものを抹消してください。 5 付近見取図及び地籍図を添付してください。 6 指定（変更・廃止）に係る道の敷地となる土地の所有者及びその土地の利害関係人並びに道路管理者（当該道を建築基準法施行令第144条の4第1項に規定する基準に適合するように管理する者をいう。）の承諾書を添付してください。 7 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができます。		

副	道路位置指定（変更・廃止）申請書		
1	申請者住所 氏名		電話番号
2	代理人住所 氏名		電話番号
3	地 名 地 番		
4	土地所有者 住所氏名		
5	道路管理者 住所氏名		
6	申請理由		
※	指 定 （変更・廃止）	建築基準法第42条第1項第5号の規定によるこの道路の位置の指定（変更・廃止）をしたので通知します。	
通 知 欄	年 月 日	第	号
	高 松 市 長		
注意	<p>1 ※印のある欄は、記入しないでください。</p> <p>2 数字は、算用数字を用いてください。</p> <p>3 申請理由は、できるだけ具体的に書いてください。</p> <p>4 指定（変更・廃止）は、該当しないものを抹消してください。</p> <p>5 付近見取図及び地籍図を添付してください。</p> <p>6 指定（変更・廃止）に係る道の敷地となる土地の所有者及びその土地の利害関係人並びに道路管理者（当該道を建築基準法施行令第144条の4第1項に規定する基準に適合するように管理する者をいう。）の承諾書を添付してください。</p>		

道路位置指定申請の「地名・地番」の表示について

〔開発区域に道路部分の土地の地番以外を含む場合の記入例〕

3.	地名	(開発区域) 高松市〇〇町字〇〇 ①番、②番①、②番②、③番
	地番	(うち道路部分) ②番①の一部、②番②の一部



----- 開発区域 (<1,000 m²)

※用途が定められていない土地の区域にあっては 700 m²

————— 地番界 (①番、②番①、②番②、③番)

道路の位置の指定に関する添付調書	
道路の延長	
道路の幅員	
道路の敷地となる土地の地名地番	
道路の敷地となる土地の地目	
道路の敷地となる土地の所有者	
道路の敷地となる土地の権利者	
道路の敷地となる土地にある建築物及び工作物の権利者	
道路管理者	
地形上特記すべき事項	

様式第5号

道路の位置の指定（変更・廃止）に関する所有者・権利者の承諾書

申請者の住所及び氏名 （法人にあつては主たる 事務所の所在地・名称 及び代表者名）	
道路位置指定を受けようとする 区域の名称及び面積	<p style="text-align: right;">平方メートル</p>

この申請について、建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）を承諾します。

所在及び 地名地番	地目又は 工作物の 種類	地積又は 工作物の 延面積	権利の 種類	承諾 年月日	承諾者の 住所及び氏名	印	摘要
		m ²					
		m ²					
		m ²					
		m ²					
		m ²					
		m ²					
		m ²					

注 承諾者の印鑑証明を添付すること。

道路の位置の指定（変更）に関する管理者の承諾書

申請者の住所及び氏名 （法人にあつては主たる 事務所の所在地・名称 及び代表者名）	
道路位置指定を受けようとする 区域の名称及び面積	平方メートル

この申請について、将来にわたつて道を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理することを承諾します。

所在及び 地名地番	承諾 年月日	承諾者の 住所及び氏名	印	摘要

注 承諾者の印鑑証明を添付すること。

公共施設管理者同意申請書

年 月 日

(公共施設管理者)

殿

申請者 住所
氏名又は名称
及び代表者名
(電話番号)

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置指定の施行について、同意くださるよう申請します。

1	道路位置指定を受けようとする地域の名称及び面積	高松市 町 番 平方メートル
ある道路位置指定に関係が	2 名称	
	3 財産管理者	
	4 維持管理者	
	5 同意申請の内容 〔現状変更、工作物の設置 排水管敷設、汚水の放流〕	
6	添付図書	公共施設の管理者等に関する書類 道路位置指定区域内及び周辺の公共施設を明示する図面(1/3000以上)
7	その他参考事項	

上記申請については、次の条件を付して同意します。

年 月 日

(公共施設管理者)



同意の条件

注1 同意申請書の内容によっては財産管理者と維持管理者の双方の同意を要することもあります。

2 この用紙は、他の法令による手続き規定のない場合に限り使用してください。

年 月 日

(あて先) 高松市長

(受付)

申請者 住所

氏名

道 路 築 造 報 告 書

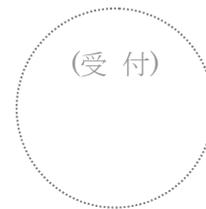
次のとおり道路を築造したので報告します。

※1	申請年月日	年 月 日
※2	受付番号	第 号
3	工事完了 年 月 日	年 月 日
4	築造した場所	
5	申請者 住所氏名	
6	代理者 住所氏名	
7	工事施工者 住所氏名	
8	備考	

[注] ※印のある欄は記入しないでください。

様式第9号

供			覧		
課長	課長補佐	課長補佐	係長	係長	係
					(審査)
					(担当)



年 月 日

(あて先) 高松市長

申請者 住所

氏名

道路位置指定申請取下願

年 月 日届出の道路位置指定申請は下記の理由により
取下げしたいのでお届けします。

記

- 1 通知番号
- 2 築造場所
- 3 理由

受付年月日	受付番号	台帳整理
. .	-	